

商店街ソフト事業支援補助金の見直しについて

1 現状

補助金名	対象	対象事業	交付件数	予算執行率
川崎市商店街魅力アップ支援事業補助金	商店街団体、商業者団体、地区商店街連合会	イベント事業	20件	80%
川崎駅周辺商業活性化事業補助金	川崎駅周辺に位置する商店街団体、地区商店街連合会、実行委員会	イベント事業	6件	85%
川崎市商店街課題対応事業補助金	地区商連、商店街、商業者グループ、民間事業者	<ul style="list-style-type: none">地域課題対応事業情報発信力強化事業地域連携強化事業	2件	8%

※ 実績値はいずれもR6年度

2 問題点と課題

No.	問題点	課題
1	<ul style="list-style-type: none">課題対応補助金について、事業構築・外部連携先の確保が難しいことから、申請数が少ない同補助金の採択案件も実質イベント補助としての整理が可能で、別制度とする意義が希薄である	<ul style="list-style-type: none">補助メニューとしての有効性の検証（広報は十分か、商店街にとっての使い勝手はよいか）商店街活性化のカギとなる外部連携の促進要素は維持
2	<ul style="list-style-type: none">市内各所で再開発事業が進行している中、川崎駅周辺だけが特別扱いされていることの理由が立ちづらくなっている	<ul style="list-style-type: none">第3次かわさき観光振興プランの誘客の視点「エリアごとの魅力を活かす」と整合した商業施策として、市内全域に存在する商店街を支援する制度の構築各関係者にとって納得感のある補助制度の枠組の再構築
3	<ul style="list-style-type: none">商店街から補助要件の見直しについての要請がある	<ul style="list-style-type: none">ニーズを踏まえた補助要件の設定

3 対応方針

- 利用実績が上がらず、実質イベント補助金としての利用が多いことを踏まえ、課題対応補助金は廃止し、需要の高いイベント補助に予算を統合する。ただし、課題対応補助金で狙っていた商店街団体と他の団体の連携促進は維持する。
- 特定エリアを対象とした補助制度を見直し、市内全域で統一的な補助を行う仕組みを構築する。
- 商店街のニーズを踏まえた補助要件を設定する。
- 制度変更により従前に比して著しく補助額が減る商店街が出ないよう補助率及び補助上限額を検討する。

4 新補助金制度(案)

(1) 目的

この補助金は、補助事業者が地域と連携して実施する事業に対して支援することで、地域住民に親しまれ、魅力ある商業地域を形成することにより、地域の活性化及び地域商業の振興を図ることを目的とする。（魅力アップ補助金要綱第3条をベースに微修正する）

(2) 対象事業

補助対象団体が主催する、地域との交流促進、賑わい創出等を目的として実施するイベント事業を補助対象とする。（魅力アップ補助金要綱第5条をベースに微修正する）

(3) 対象者

- 商店街団体
…市内に存する任意又は法人格を有する商業者を主とした地縁の団体
- 商業者団体
…代表者と団体構成員の過半数が商店街団体に属する事業者等であり、規約等で代表者を定めた任意の団体又は法人の団体
※商店街全体としては実施しないケースが該当（青年部会や有志）
- 地区商店街連合会
…一般社団法人川崎市商店街連合会定款第45条に定める支部組織
- 実行委員会（新定義）
…規約等で代表者を定めた団体であり、かつ、代表者が商店街団体等又は団体構成員の過半数が商店街団体等である団体

※地域による制度差は設けない。

※「商店街団体等」とは、商店街団体・商業者団体・地区商店街連合会をいう。

※1団体1申請とする（特定の団体による偏った利用を防止。公平性の観点）。

※複数事業の連携先になっていることは妨げない。

※事業主体が商店街以外であっても本制度の利用を排除するものではない。制度の適正運用と地域商業の持続的な発展を目的に、商店街との連携を促し、上記対象者に該当するよう誘導する。

(4) 申請パターン

- ・ 単独型…商店街団体又は商業者団体が単独で申請するもの
- ・ 複数型（区商連を除く）…複数の商店街団体又は商業者団体が連携して申請するもの（市内に限定）
- ・ 区商連型…地区商店街連合会として申請するもの
- ・ 外部連携型…主催・共催として、商店街団体等以外の組織・団体が加わって申請するもの（課題対応の要素）
（市外商店街は外部とみなす）

(5) 補助率・補助上限等

種別	単独型	複数型	区商連型	外部連携型
補助率	30%	40%	40%	40%
補助上限額	100万円	125万円	125万円	150万円
最低事業費 (補助対象経費ベース)	20万			20万

※ 現状制度利用している補助事業について、大幅な減額とならないよう補助率と補助上限額を設定

(6) 補助メニュー

①通常型

- ・ 補助対象とするイベントは1団体につき1回
- ・ 1回のイベントの期間は最長3か月間
- ・ 1回のイベントとは、1つの広告物で告知が完了でき、かつ名称が申請事業と同一のもの

②継続イベント型

- ・ 補助対象とするイベントは回数制限なし
- ・ 補助事業の対象期間は最長6か月間
- ・ イベントは同一名称・同一内容(趣旨)であることを条件とし、反復的に実施するものとする。ex.まちバル、まちゼミなど。
「●●祭」のような、内容の変更が容易なものは対象外とする。
- ・ 上記に反しなければ、複数回の広告を行ってもかまわない。

(参考) 現行のイベント補助事業における補助率・補助上限等

(1) 川崎市商店街魅力アップ支援事業補助金

	原則	特定対象事業
対象団体	商店街団体、商業者団体、地区商店街連合会	
補助率	1/5以内	1/2以内
補助上限額	50万円	80万円
最低事業費 (補助対象費ベース)	30万円	

(2) 川崎駅周辺商業活性化事業補助金

構成団体数	1~5団体	6~10団体	11団体以上
対象団体	商店街団体、地区商店街連合会、実行委員会 ※「川崎駅周辺市街地活性化基本計画」において 「中心市街地区域図」に存在する団体		
補助率の上限	20%	30%	50%
補助上限額	100万円	300万円	700万円
最低事業費 (補助対象経費ベース)	50万円		